

佐賀県告示第83号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ジャパンネット銀行	〃	〃	株式会社ジャパンネット銀行	〃	〃
株式会社商工組合中央金庫	<u>佐賀県内の全ての店舗</u>	<u>県公金の収納事務</u>			
大川信用金庫	<u>〃</u>	<u>〃</u>	大川信用金庫	<u>佐賀県内の全ての店舗</u>	<u>県公金の収納事務</u>
略			略		